

埼電協第14号
平成29年5月1日

正会員各位

一般社団法人 埼玉県電業協会
会長 岡村 一巳
事故防止対策委員長 町田 浩征

平成29年度 安全衛生法に基づく特別教育の実施について(ご案内)

当協会では、「低圧電気取扱者特別教育」、「高圧・特別高圧電気取扱者特別教育」の講習を本年度も認定職業訓練として労働安全衛生法に定められている業務に関する安全又は衛生のための特別教育を実施いたします。

つきましては、対象従業員の受講について、格別のご配慮を下さる様お願い申し上げます。

受講申込みについては、下記の申込書に必要事項を記入の上、**5月19日(金)**までに事務(FAX:048-864-0327)へご提出下さい。

また、当教育修了者には(一社)埼玉県電業協会会長名により、修了証を付与いたしますので、「安全衛生教育手帳」をお持ちの方は、当日必ずご持参下さい。

平成29年度安全衛生法に基づく特別教育受講申込書

平成29年 月 日

(一社)埼玉県電業協会 御中

会社名 _____

受講区分	ふりがな 受講者氏名	雇用保険番号	生年月日(年齢) ※西暦で記入	業務 実務経験 年数	外送 注文 有無	安全衛生 教育手帳 有無
1.低圧			年		必要	有
2.高圧			月 日 (歳)		不要	無
1.低圧			年		必要	有
2.高圧			月 日 (歳)		不要	無

(提出先)FAX:048-864-0327 / (期限)平成29年5月19日(金)

※今回お申込時にご記入いただいた個人情報については、当講習会実施に必要な範囲以外で利用することはありません。

低圧電気取扱業務

高圧・特別高圧電気取扱業務

に係る特別教育実施要領

一般社団法人 埼玉県電業協会

I. 趣旨

労働安全衛生法第59条の定めにより、事業者は、危険又は有害な業務で、省令で定めるものに労働者をつかせるときは、その業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならないこととされ、労働安全衛生規則第36条に記載されている電気取扱業務は、特別教育を必要とする業務として指定されている。

この特別教育は、学科教育及び実技教育により行うものであり、履修科目及び時間の細目が定められている。

これらの趣旨を踏まえ、『低圧電気取扱業務』、『高圧・特別高圧電気取扱業務』に係る特別教育について、各事業者の負担軽減と安全教育の機会均等を図るため、会員企業の従業員を対象に集合教育（講習）を実施するものとする。

又、当教育修了者には、（一社）埼玉県電業協会会長名により、『低圧電気取扱業務』、『高圧・特別高圧電気取扱業務』特別教育修了証を付与するものとする。

II. 実施日時等

受講区分	日時 場所	使用テキスト	募集定員
		図書名	
低圧電気取扱者 特別教育（2日間）	6月15(木)・16(金) 9:00～17:00 建産連会館 第202会議室	「低圧電気取扱安全必携」 中央労働災害防止協会 発行	25名
高圧・特別高圧 電気取扱者特別教育 (2日間)	6月22(木)・23(金) 9:00～17:00 建産連会館 第202会議室	「高圧・特別高圧電気取扱安全必携」 中央労働災害防止協会 発行	25名
受講料【低圧】	3,700円	※テキスト代込 ※支払方法は、決定通知にてお知らせいたします。	
受講料【高圧・特別高圧】	4,300円		

※ 講師は共に ケイ.教育企画サポート事務所 所長 小泉 一夫氏 が担当します。
(厚生労働省 安全衛生トレーナー講師)

III. 受講対象者【受講資格】

会員企業の従業員で、次の業務に就業する者で当該特別教育未修了の者。

区分	受講資格
低圧電気取扱者特別教育	低圧の充電電路の敷設・修理の業務又は、配電盤室、変電室等に設置する低圧の電路で、充電部が露出している開閉器の操作の業務を行う作業従事者。 電気工事業務の実務経験1年以上の者。
高圧・特別高圧 電気取扱者特別教育	高圧・特別高圧の充電電路の支持物の敷設、点検、修理又は操作の業務を行う作業従事者。 電気工事業務の実務経験3年以上の者。